

米軍車両による学校等への侵入に対する意見書

8月6日午後3時前、うるま市の県立前原高等学校に米軍車両が無断で侵入し、校庭内を一周して走り去って行く事件が発生した。

同市では、去る7月18日にも県立沖縄高等養護学校に米海兵隊の装甲車が無断侵入するという事件が起きたばかりで、安全であるべき学校敷地内に装甲車や軍用車両が相次いで無断侵入するということは、常識では到底考えられないことである。

また、米軍装甲車や軍用車両が学校施設に無断侵入することは、日米地位協定第5条2項で定める基地間の移動で保護される範囲を逸脱し、協定違反である。一步間違えれば学校関係者や生徒たちの命にかかわる重大な問題であり、我々県民に対する人命軽視も甚だしく、度重なる無断侵入に対しては強い憤りを覚える。

本町においては、なお、町土の約53パーセントが米軍基地に占められており、日常的に派生する騒音被害や事件・事故に悩まされている。米軍車両による同様な事件が本町においても起こり得ることが考えられ、到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 真相究明と再発防止策を策定し公表させること。
- 2 兵員の綱紀肅正、教育を徹底させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年8月10日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 防衛施設庁長官
外務省特命全権大使（沖縄担当） 那覇防衛施設局長